

## 異動届出書の提出について

- 納税者が転勤・退職・休職等により給与の支払いを受けなくなった場合、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。提出された異動届出書をもとに、特別徴収税額の変更通知書を送付いたします。転勤の場合は転勤先にも通知書を送付いたします。  
(納入書は再送付されませんので、金額を訂正してご利用ください。)
- 給与所得者異動届出書様式は、秋田市ホームページからもダウンロード可能です。【広報ID（ページ）番号 1002756】秋田市 1002756 検索  
PDFの他にもExcelの様式も掲載しておりますので、ご利用ください。(https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1003649/1002756.html)
- 異動届出書はeLTAX（エルタックス）による電子申請も可能です。詳細はホームページをご覧ください。エルタックス 検索  
問合せ先：地方税共同機構 0570-081459（ハイシンコク）
- 省資源化などの観点から、異動届出書に特記事項がない場合は、送付文書を省略いただいてもかまいません。

### 異動届出書を二つの市区町村に提出しなければならない場合があります!!

令和8年1月1日の住所A市	.....	令和8年度の住民税はA市で課税
令和8年7月30日B市に引越	.....	令和8年度の住民税はA市で継続
令和9年1月1日の住所B市	.....	給与支払報告書はB市に提出
令和9年2月19日退職	———	令和8年度分の住民税を一括徴収するためA市に退職の異動届出書を提出
	———	令和9年度分は特別徴収できないため、B市にも異動届出書を提出

## 転勤したかたがいたら.....

- 1 転勤先で特別徴収を継続する場合は、お手数をおかけいたしますが、転勤先に月割額等をご連絡くださいますようお願いいたします。
- 2 秋田市の特別徴収義務者指定番号を持たない事業所において、令和8年度分の特別徴収を行う場合、異動届出書の最終提出期限は、令和9年3月17日となります。

—記入例—

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

年度	未申	普徴	他課	通納	資追	メモ	入力	確認
令和8年度								
令和9年度								

(宛先) 秋田市長	給与特別徴収義務者	名称	秋田市工業株式会社	特別徴収義務者指定番号	79999999
令和 年 月 日	所在地	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	法人番号又は個人番号	88888888888888	経理
			氏名	秋田 花子	電話 (018) 863-2222

フリガナ	アキタ	タロウ	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名	秋田 太郎	旧姓		円	円	円	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 退職等 (体職含) <input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 転勤	<input checked="" type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 一括徴収 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 税額を改算するか、 金額を出して納入する <input type="checkbox"/> 普通徴収 <input type="checkbox"/> 税額を改算するか、 金額を出して納入する
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	50年8月1日		6,100	10	7,000	10月31日		
個人番号	9999999999999999			12,000	5,000	7,000			
住所	秋田市上町三丁目3番3号								

一括徴収について

一括徴収する理由  
 異動が12月31日までの期間で本人より申出があったため【 月 日 申出】  
 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため

一括徴収しない理由  
 支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収税額より少ないため  
 その他【 月 日 納入します】

給与・賞与支払額 円  
 社会保険料控除額 円  
 退職日が属する年の1月1日からの金額を記入してください。

死亡退職された場合 氏名 続柄 電話 ( ) -  
 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日  
 住 所

新しい勤務先（転勤先）で特別徴収を継続する場合、必ず記入してください。

右記転勤先へ	給与特別徴収義務者	フリガナ	アキタサンギョウ	特別徴収義務者指定番号	70000000
月割額 1,000 円を	名称	(株) 秋田産業	法人番号又は個人番号	77777777777777	
11 月分から徴収するよう	所在地	〒010-0951 秋田市山王本町2番1号	電話 (018) 800-1111		
連絡済です。	電話	(018) 800-1111	給与所得者受給者番号	6666	

※太枠のみご記入ください